

平安初期における三論・

法相角逐をめぐる諸問題

平井俊榮

序

桓武天皇（七八一—八〇六在位）は、延暦三年（七八四）都を奈良から長岡に遷し、さらに延暦十三年（七九四）造営中の長岡京を放置して平安京に都を遷した。仏教史の上では、最澄（七六二—八三二）空海（七七四—八三五）の天台真言二宗の新仏教に代表される平安仏教の幕開けである。桓武天皇は奈良仏教の積年の宿弊を打破し、仏教界の刷新を図るべく数多くの寺院僧侶に対する取締りの制令を発布して⁽¹⁾、強力な仏教統制政策を推進した。しかし、天皇による仏教界の改革は、仏教の抑圧ではなく、清浄僧の優遇、僧界における人材の発見が目的であったから、むしろこの朝廷の僧界改革は、仏教の世俗化に批判的であった僧侶の活動を助けることになった。⁽²⁾最澄や空海の活躍による新仏教の興隆は、一にこうした教界改革の機運によって醸成されたものであった。

同時にそれは、当初肅正の対象であつた南都の旧仏教に対しても、新たな活力を賦与するものであつた。ここに生じた新傾向が、法相宗を中心とする南都仏教の教学的復興である。そこで今、これに、同じく「論宗」として、かつて南都仏教を代表した三論宗がどう関わり、どのような盛衰を示して新時代に処したかを、法相宗との角逐をとおして一瞥してみようというのが、本稿の主題である。

一、年分度者制の変遷よりみた両者の相克

桓武天皇の仏教統制政策の新機軸を端的に示すものが得度制度の改革である。当時準用されていた得度制度は、天平六年（七三四）に制定されたもので、その全文は次のようなものである。

仏教流傳必在僧尼、度人才行一実簡所司、比來出家不審學業、多由三嘱請、甚乖三法意、自今以後、不論道俗、所舉度人、

唯取下闈誦法華經一部、或最勝王經一部、兼解礼仏淨行三年以上者、其取僧尼兒詐作男女、得出家者、准法科罪、所司知而不正者与同罪、得度者還俗、奏可之⁽³⁾

この天平六年の得度規定にも、「比來の出家は学業を審にせず、多く囑請に由ること甚だ法意に乖けり」とあるように、奈良時代も後期にいたつて国家仏教の隆盛はその頂点に達し、ようやく寺院僧侶の腐敗が甚だしくなつたことをうかがわせ、これを正そととする意図の下に発せられた制令であることが読みとれるが、しかもなお改正の骨子は、「法華經一部、或いは最勝王經一部を聞誦し、兼ねて礼仏を解し、淨行三年以上の者を取つて得度せしめば、学問弥長じ、囑請自ら休まん」というもので、特定の護国經典の暗誦能力を最重視する天平國家仏教の境外に出ずるものではなかつた。これに對して延暦十七年（七九八）四月十五日に發布された勅といふのは、およそ次のようなものであつた。

雙林西変、三乘東流、明譬炬灯、慈同舟楫、是以弘道持戒、事資真僧、濟世化人、貴在高德、而年分度者、例取幼童、頗習二經之音、未閱三乘之趣、苟避課役、纔忝縉徒、還棄戒珠、頓廢學業、爾乃形似入道、行同在家、鄭璞成嫌、齊竽相濫、言念迷途、寔合改轍、自今以後、年分度者、宜擇年卅五以上、操履已定、智行可崇、兼習正音、堪為僧者為甲之、毎年十二月以前、僧綱所司、請有業者、相對簡試、所習經論、惣試大義十條、取通五以上者、具状申官、至期令度、

其受戒之日更加審試、通八以上、令得受戒、又沙門之行、護持戒律、苟乖斯道、豈曰仏子、而今不崇勝業、或事生產、周旋閭里、無異編戶、衆庶以之輕慢、聖教由於其陵替、非只贊亂真諦、固亦違犯國典、自今以後、如比之輩不得住寺并充供養、凡厥齊會勿閱法筵、三綱知而不糺者與同罪、自餘之禁宜依令條、若有改過修行者、特聽還住、使夫住法之侶、彌篤精進之行、厭道之徒、便起慚愧之意上

一読して明らかのように、この延暦十七年の勅令は従来の得度規定を根本から変革するものであつた。すなわち勅は、まず従来の年分度者が「例として幼童を取り、頗る二經の音を習うも、未だ三乗の趣を閲せず」「形は入道に似て行は在家に同じ」ものであると断じてその形骸化を糾弾し、これを大要次のように改めたのである。すなわち、(1)年分度者は、年三十五歳以上の「操履已に定まり、智行崇ぶべきもの」を採用すること、(2)また、その簡試の法については、毎年十二月以前に僧綱が「習う所の經論について惣じて大義十条を試み、五以上に通ずる者を取つて」官に貯申すること、(3)「其の受戒の日には更に審試を加え、八以上に通ずるものを受けしむる」ことなどを定めた諸点である。このような仏教政策、ないし僧尼育成に関する基本方針的一大転換によつて、桓武朝の仏教は、従来の護国經典の讀誦と儀礼を中心とする天平仏教とは質的に異なつた、教學中心の仏教へと変貌せざるを得なかつたのである。その中心となつたのが奈良末期か

ら平安初期にかけて開花した南都法相教学であったことは、つとに学者によつて指摘せられてゐる。⁽⁵⁾同時に、この教界肅正にともなう教学復興の機運に乗じて、諸寺の学僧にも法相を学ぶ者が増え、法相宗の勢力が強大となるにつれて、これに刺戟された南都を代表するもう一つの論宗である三論宗との間に次第に軋轢を生ずることとなつたのである。当時すでに、南都の佛教界は法相宗一人振い、三輪宗はようやく衰微著しかつたことは、同じ延暦十七年九月十六日の勅に、

法相之義、立レ有而破レ空、三論之家、仮レ空而非レ有、並分レ軫而齊驚、試殊レ途而帰、慧炬由レ是逾明、覺風以レ之益扇
と三輪法相両宗の義趣を明らかにし、さらに

此來所レ有仏子、偏務三法相、至於三論、多廢ニ其業、世親之說雖レ伝、龍樹之論將レ墜、良為ニ僧綱無レ誨

と述べて、三論の衰退を嘆いている文面からもうかがうことができる。しかしこのときの勅は、さらに語を次いで

所ニ以後進如レ此、宜下懃懃誘導、両家並習、俾テ夫空有之論經馳驟ニ而不レ朽、大小之乘變ニ陵谷ニ而靡ニ絶、並告ニ縉侶、知ニ朕意一焉

と述べて、三論法相空有両論が、相並んでともに興隆することを切望しているのである。これは、同じく南都佛教を代表する二宗の、一方の極度の不振は、教学の復興によつて教界の肅正を図ろうとした朝廷にとって極めて不本意なことであつたに違ひない。そこで、朝廷の強力な梃入れによつてこれ

が興隆をうながそうとしたのが、この勅の意図するものであつた。両者の抗争角逐の背後にはこうした朝廷の配慮といふものも、また見逃すことのできない要因である。

延暦十七年に抜本的改正をみた得度規定は、延暦二十年（八〇二）四月の勅によつてその一部が改正されたが、その日に二宗の別を弁ぜしめ、（3）受戒の日に審試を加えることならしめた、点である。年分度者の年令を二十歳以上とし、受戒の日に審試を加えることを廃したのは、前年の条令制定が嚴に過ぎたためであろうが、（2）の簡試の日に「二宗の別を弁ぜしめ」とあるのは、勅の前段に

復三論法相、義宗殊レ途、彼此指揮、理須ニ粗弁

とあるように、三論法相の義理に相違の存するところから、一律の簡試によつて二宗の学生に不平等の生ずることがないよう配慮がなされたためであろう。このことは、背後に得度制をめぐる両者の軋轢を予想せしめるものである。さらに、翌延暦二十一年正月の太政官符に「応ニ正月御斎會及維摩等會均請ニ六宗學僧ニ事」⁽⁶⁾というのがある。これは、

上件諸宗、各有ニ所趣、欲レ興ニ佛教、廢レ一不可、如レ聞、三論法相、彼此角争、阿黨朋羣、欲レ專ニ己宗、更相抑屈、恐有レ所レ絶、自今以後、件等之會、宜下均請諸宗勿レ聽ニ偏阿、周知ニ諸寺一分

という内容のものである。これによつて、以後正月御斎会と十月維摩会には、六宗より平均に僧侶を請することとなつたのである。その端緒となつたものは、實に「三論法相彼此角争す」と表現された両者の角逐抗争にあつた。しかも後段に「己宗を専らにせんと欲して、更に相抑屈せば、恐らくは絶する所有らん」とあるように、法相宗の勢力が強大となつて、他宗、就中三論宗の学統の絶えんことを恐れた朝廷の配慮、ないし、三論宗からの抗議が背景にあつたことが暗示されている。『類聚国史』には、これが

今聞、三論法相、二宗相争、各專ニ一門、彼此長短、若偏被レ抑、恐、
有^ミ衰⁽¹⁰⁾微^レ

と若干表現に違ひが見られるが、その趣旨は一層明瞭である。維摩会等の「三会」の講師をめぐる両者の確執については次節に考察するが、こうして年分度者簡試の制度は、三論法相両宗の争いを中心に、それに対する朝廷の配慮という形をとつて次第に整備されていったのである。すなわち、御斎会をめぐる両宗の抗争が伝えられた翌二十二年（八〇三）正月二十六日には、

縚徒不レ学ニ三論、専崇ニ法相、三論之学、殆以將レ絶、頃年有レ勅、
二宗並行、至ニ得度ニ者、未レ有ニ法制、自今以後、三論法相、各度

五人、立為⁽¹¹⁾恒例^レ

という法令が発せられた。すでに見たように、延暦二十年に

平安初期における三論・法相角逐をめぐる諸問題（平井）

は簡試の日に二宗の別を弁ぜしめる勅が発布されたのであるが、別に得度者の数に制限を設けることはなされなかつた。

「頃年勅有り、二宗並びに行わるも、得度に至る者、未だ法

制有ラズ」というのは、この間の事情を示すものであろう。

そこで、この勅によつて、三論法相の二宗に各平等に五人を度すべきことが制定されたのである。次いで、二十三年正月七日の勅⁽¹²⁾において重ねてこれを確認し、二宗の学生をして法華・最勝・華嚴・涅槃等の諸經を兼ねて読ましめることとし、經と論に通熟することを得度の必須の要件としたのである。

延暦二十五年（八〇六）正月、新興の天台宗最澄の上表⁽¹³⁾によつて、諸宗度者の数、並びに学業の別が定められ、年分度者の制がほぼ完備されるにいたつたのは、こうした經緯に基づくものである。すなわち、この年最澄の上表は勅許され、天台宗は南都の諸宗とならんで一宗としての開宗を見たのである。この時法令によつて各宗の年分度者は、次のように定められた。⁽¹⁴⁾

華嚴業二人 並令レ讀ニ五教指帰綱目一

天台業二人 一人令レ讀ニ大毗盧舍那經一
一人令レ讀ニ摩訶止觀一

律業二人 並令レ讀ニ梵網經若瑜伽声聞地一

三論業三人 二人令レ讀ニ三論一
一人令レ讀ニ成実論一

法相業三人 二人令レ讀ニ唯識論一
一人令レ讀ニ俱會論一

承和二年（八三五）には空海の上表⁽¹⁵⁾によつて、さらに真言宗に年分度者三人を賜い、六宗がそろうのであるが、この延暦二十五年の法令はながく年分度者制の基調となつたのである。しかし、朝廷の配慮にもかかわらず、天台・真言二宗を除く南部の旧佛教の中では、法相宗一人榮えるという状況が続いたのであるが、奈良朝末期から学統まさに絶えなんとすと称された三論宗が、暫時にもせよ復興の兆を見せ、法相宗と相克するまでにいたつことは、一に桓武朝の仏教統制策に基づく教学の奨励・復興によるものであつて、年分度者制度の変遷はその間の事情を極めてリアルに反映しているといえる。

二、維摩会講師をめぐる確執

三論法相相争うによつて、正月の「御斎会」ならびに十月の「維摩会」に六宗より平等に僧侶を請ずることとしたのは、延暦二十一年正月の勅である。⁽¹⁶⁾このうち「維摩会」は、藤原鎌足の忌辰に南都興福寺において十七日間『維摩經』を講ずる法会で、慶雲三年（七〇六）藤原不比等が鎌足の忌辰に藤原宮で修したのがはじまりである。和銅七年（七一四）興福寺の落慶とともに同寺において修されることとなり、のち、一時中絶や移修があつたが、延暦二十年（八〇二）再び興福寺に復し、以後ながく恒例として同寺で修されるように

なつたものである。「御斎会」の方は毎年正月八日から十七日間、宮中大極殿で『金光明最勝王經』を講ずる法会で、称徳天皇の神護景雲二年（七六八）にはじまつてゐる。また嵯峨天皇の弘仁四年（八一三）正月から殿内において『最勝王經』の論義が始行せられ、爾來恒例となつたが、これを「御斎会内論義」と称した。のちに三論対法相をはじめ、各宗の高僧による宮中での論義が行われたのはこの「御斎会」のことである。こうした論義・法戦の場としての法会がしばしば定期的に開かれ、その形式が整備したのも平安初期の仏教改革の成果の一つである。のち、さらに淳和天皇の天長七年（八三〇）九月十四日の大政官符⁽¹⁸⁾によって、薬師寺に「最勝会」が修せられることが決定し、いわゆる「南京三会」が出揃うのであるが、仁明天皇の承和元年（八三四）の勅によつて、毎年十月「維摩会」の講師を勤めたものが、明年の「御斎会」及び「最勝会」においても必ず講師となり、この「三会」の講師を経た者がその已講の勞によつて僧綱職に任せらるべきことが定められて以来、「三会」の中でもとくに「維摩会」の講師は、学僧の登龍門として、その任に補せられるることは一代の光榮とみなされるようになつた。

今、『僧綱補任』（卷二）によつて「維摩会講師」として登録された者を見てみると、延暦元年（七八二）から天長十年（八三三）の五十二年間には、わずか八人の名前を見出すに

過ぎない。そのうち法相宗が六人、天台宗一人、不明一人である。しかし、当然のことながら、「維摩会講師」が「三会」の講師を兼ねることとなつた承和元年（八三四）からは、「僧綱補任」の記録の中では、とくにその年度に登用された「維摩会」の講師については、必ず所属の宗派・住寺ないし出生地までも明記されるようになった。したがつて、「維摩会講師」に就任した学僧の宗派や住寺を見れば、そこに、ある意味で、各宗各寺の勢力の消長の一端をうかがうことができるのである。そこで、今、平安初期の後半について、「三会一講師」の詔勅が発布された仁明天皇の承和元年（八三四）から、陽成天皇の元慶八年（八八四）に至るまでの五十一年間に、「維摩会講師」に就任した者の名前と所属の宗派・寺院名を列記してみると次の如くである。

- 1、承和元年（八三四）寿遠 法相宗 西大寺
- 2、〃二年（八三五）豊明 〃 元興寺
- 3、〃三年（八三六）善海 〃 西大寺
- 4、〃四年（八三七）隆惠 〃 興福寺
- 5、〃五年（八三八）平法 三論宗 大安寺
- 6、〃六年（八三九）恩教 法相宗 興福寺
- 7、〃七年（八四〇）泰渲 〃 元興寺
- 8、〃八年（八四一）実敏 三論宗 西大寺
- 9、〃九年（八四二）寿廣 法相宗 興福寺

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	
〃	〃	〃	〃	〃	貞觀	元年	天安	元年	三年	仁寿	元年	二年	仁寿	三年	二年	嘉祥	元年	十四年	十二年	十一年	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	元年	（八五七）	（八五八）	（八五九）	（八五六）	（八五四）	（八五二）	（八五三）	（八五四）	（八五〇）	（八四九）	（八四八）	（八四七）	（八四六）	（八四五）	（八四四）	（八四三）	得勢
〃	〃	〃	〃	〃	賢応	長賢	春德	明哲	惠叡	道唱	淨教	道詮	三論宗	法隆寺	戒燈	光善	法相宗	西大寺	興福寺	東大寺	元興寺	
〃	〃	〃	〃	〃	華嚴宗	法相宗	法相宗	華嚴宗	法相宗	法相宗	法相宗	法相宗	法相宗	法相宗	薬師寺	法相宗	法相宗	法相宗	法相宗	法相宗	大安寺	
〃	〃	〃	〃	〃	興福寺	元興寺	興福寺															

32、	〃	七年（八六五）	平恩	三論宗	西大寺
33、	〃	八年（八六六）	平智	法相宗	薬師寺
34、	〃	九年（八六七）	法勢	天台宗	延暦寺
35、	〃	十年（八六八）	長朗	華嚴宗	薬師寺
36、	〃	十一年（八六九）	円宗	三論宗	元興寺
37、	〃	十二年（八七〇）	豊榮	法相宗	興福寺
38、	〃	十三年（八七一）	長源	〃	元興寺
39、	〃	十四年（八七二）	玄栄	華嚴宗	東大寺
40、	〃	十五年（八七三）	藥仁	法相宗	薬師寺
41、	〃	十六年（八七四）	隆海	三論宗	元興寺
42、	〃	十七年（八七五）	春興	法相宗	大安寺
43、	〃	十八年（八七六）	安春	（兼律宗）	元興寺
44、	元慶元年（八七七）	教□	〃	興福寺	
45、	〃	二年（八七八）	義叡	〃	薬師寺
46、	三年（八七九）	基秀	華嚴宗	東大寺	
47、	四年（八八〇）	隆光	法相宗	薬師寺	
48、	五年（八八一）	安海	三論宗	大安寺	
49、	六年（八八二）	房忠	法相宗	興福寺	
50、	七年（八八三）	峯基	〃	元興寺	
51、	〃	八年（八八四）	延保	〃	

以上五十一人中、宗派別の内訳は、

法相宗三十一人　三論宗十三人　華嚴宗六人　天台宗一人

である。法相宗が圧倒的に多いことは予想通りであるが、学統まさに絶えなんとす、といわれ、承和以前には殆んど「維摩会講師」にその名を列ねることもなかつた三論宗としては、予期以上の選出が見られる。これは、法相宗を除く旧南都諸宗の中では、わずかに華嚴宗の出身者六名がその名を留めているに過ぎないのを見るとき、依然残る五宗の中では、三論宗が法相宗と抗し得る唯一の宗派であったことが知れる。天台宗が少ないのは、当時まだ立宗後日が浅く、ある程度の年令に達した学僧が少なかつたからである。⁽²¹⁾ とくに三論の場合、前後に比較的補任者が少なく、承和五年（八三八）—承和十四年（八四七）にかけては、一年毎に法相宗と交代で「三会」の講師に就いている。これは平安最初期桓武天皇の教学興隆政策に呼応して隆盛を極めた法相宗に対抗しながら、自らもその復興に努めた成果が、この時代に集約的に現われたものとみることができ、後半は、ようやく教学尊重の氣風がゆるみ、密教の流行にともなう加持祈禱の流行へと時代が移つていったために、次第にその勢力を失うにいたつたものであろう。

参考までに、光孝天皇の仁和元年（八八五）から花山天皇の寛和二年（九八六）にいたる八代一〇二年間の平安中期の場合を見てみると、『僧綱補任』卷二この時代の「三会」の講師一〇二人中、法相宗六十一人、三論宗十八人、天台宗十

二人、華嚴宗十一人である。前代と比較して、法相宗の隆盛と三論宗の衰退が対照的である。

また、三論・法相二宗について、これを寺院別に見てみると、平安初期（五十一年間）では、

三論宗 十三人 法相宗 三十一年

内 元興寺 六人 興福寺 十三人

大安寺 三人 元興寺 九人

西大寺 二人 薬師寺 五人

法隆寺 二人 大安寺 一人

となつていて、これが平安中期（一〇二一年間）になると、

三論宗 十八人 法相宗 六十一人

内 東大寺 十二人 興福寺 四十三人

元興寺 三人 東大寺 七人

薬師寺 三人 元興寺 四人

薬師寺 三人 西大寺 二人

のよう著しい変貌を見せていて、平安初期には、法相宗は

興福寺派（北寺伝）が比較的多いものの、元興寺派（南寺伝）、薬師寺派それに相拮抗していた。これが平安中期になると、興福寺派が圧倒的に優勢となり、元興寺派、薬師寺派の衰退著しいものがある。これは、「律令制」の崩壊とともにな

い、経済的基盤である寺封を失つた南都の諸大寺、とくに元興寺や大安寺等は貴族の保護もなく、困窮を極めたのに對し、一人興福寺は、摂関政治による藤原氏の全盛期を迎え、その氏寺として繁栄したからである。興福寺と、そこに主催される「維摩会」を抑えることによつて僧綱組織を掌握した法相宗が、一人平安中期にも権勢を保ち得た所以である。

一方三論宗は、平安初期には、数こそ少ないが、元興寺派、大安寺派、それに実敏（七八八一八五六）によつて興隆された西大寺派の三論など、均衡のとれた選出が見られた。しかし、平安中期約百年間に、大安寺は勿論、西大寺・法隆寺からも一人も選出されなかつた。また、元興寺の退潮が目立つのも法相宗の場合と同様である。代つて登場したのが東大寺と薬師寺で、とくに東大寺の抬頭が目覚ましい。これは、聖宝（八三二一九〇九）によつて、元興寺派と大安寺派の三論宗が東大寺東南院に移され、ここを中心にして密教兼学の三論が研究されるようになったためである。平安中期は各宗とも密教の行われた時代であるが、とくに東大寺東南院を中心とする三論の急速な密教化によつて、曲がりなりにも法相宗と拮抗してきた三論の独立性は著しく喪失してしまつたのである。

三、三論法相諍論の歴史

(一) 道慈と神叡の故事

わが國三論宗の第三伝に数えられる道慈⁽²²⁾（一七四四）は、大宝元年（七〇一）入唐して三論のほか広く經律論を学び、養老二年（七一八）帰朝した。帰朝後大安寺に住し、天平九年（七三七）大極殿における「最勝会」（のちの「御斎会」）の講師となるなど、聖武天皇の親任が厚かつた。ところで、

『今昔物語』卷第十一に、この道慈が帰朝した折、法相宗の神叡⁽²³⁾（一七三七）と宮廷において論義百条を互いに問答したことが伝えられている。すなわち、

今昔聖武天皇ノ御代ニ道慈神叡ト云フ二人ノ僧有ケリ道慈ハ（中略）聖武此ノ朝ニ更ニ此ノ人ニ並ブ智者無カリケリ然ル間法相宗ノ僧神叡ト云フ者有ケリ（中略）心ニ智有リト云ヘドモ学ブ所薄クシテ道慈ニハ不レ可レ並ズ而ルニ神叡心ニ智恵ヲ得ム事ヲ願ヒテ（中略）虛空藏菩薩我レニ□智恵ヲ令レ得給ヘト祈ケルニ日來ヲ経テ神叡ガ夢ニ貴キ人来テ告テ云ク此ノ国添下ノ郡ニ觀世音寺ト云フ寺ノ塔ノ心柱ノ中ニ大乘法苑林草ト云フ七巻ノ書ヲ納タリ其レヲ取テ可レ學シト夢覓テ後神叡彼ノ寺ニ行テ塔ノ心柱ヲ開テ見ルニ七巻ノ書有リ是ヲ取テ學スルニ吉ク智ハ有ル人ト成ヌ然レバ天皇此ノ由ヲ聞シ食シテ忽ニ神叡ヲ召シテ王宮ニシテ彼ノ道慈ト合セテ被レ試ケルニ道慈ハ本ヨリ智ハ廣カリケルガ上ニ震旦ニ渡テ止事無キ師ニ隨テ十六年ノ間學シタル者也神叡ハ本ヨリ智リ廣キ者トモ不レ聞ザリケレバ天皇智恵出来タリトハ聞シ食セドモ何

許カハ有ラムト思シ食ケルニ道慈論義ヲ為タリケルニ神叡答ヘケル様実ニ昔ノ迦旃延ノ如シ然テ論義百條ヲ互ニ問ヒ答ケルニ神叡ガ智惠朗ニ勝タリケレバ天皇是ヲ感給テ共ニ帰依シ給テ各封戸ヲ給テ道慈ヲバ大安寺ニ令レ住メテ三論ヲ學シ神叡ヲバ元興寺ニ令レ住テ法相ヲ學シケリ彼ノ道慈ガ影像ハ大安寺金堂ノ東登廊ノ第二門ニ諸羅漢ヲ書如ヘテ有リ彼ノ神叡が見付タル七巻ノ書ハ今ノ世マデ伝ハリテ宗ノ規模ノ書ト有リ是ヲ思フニ虛空藏菩薩ノ利益量無シ其レニ依テ神叡モ智恵ヲバ得タルトゾ人云ケルトナム語リ伝ヘタルトヤ⁽²⁴⁾

神叡は唐の人で、来朝した時期については定かでない。元興寺に住し唯識を講じ、元興寺派（南寺伝）法相宗の基礎を築いた人である。『元亨釈書』に「学三空に達し、智二諦に周ねし」と伝えられるところから、『本朝高僧伝』には「博く法相を究め、兼ねて華嚴と三論を善くす」といつている。また、ともに「世に虚空藏菩薩の靈感を得」と伝えているのは、『今昔物語』の伝説によるものであろう。『元亨釈書』『本朝高僧伝』とともに道慈との論義のことは記録していないが、後者に「大安寺の道慈と並び名あり。時に天下桑門の秀と称す」と伝えている。神叡は養老元年（七一七）道慈の帰朝の前年に律師に任じ、天平元年（七二九）少僧都に任じているが、同年道慈が律師に補任している。以後天平九年（七三七）神叡示寂の年まで、この二人が三綱職を勤めているところから、三論法相両宗を代表する好敵手であつたことは確

かである。『今昔物語』の成立は、出典の一つである『弘贊法華伝』（大正藏五一）が日本に渡来した保元元年（一二〇〇）以後と推定されるから、早くとも十二世紀前半であり、本書に見る道慈神叡対論のことは、平安初期の三論法相の確執を基に作られた後代の伝説とも考えられるが、いずれにせよ、根拠は十分考えられることである。興味のあるのは、平安初期に三論法相兩宗を代表して論議を戦わした主要な学僧は、いずれもこの両者の系統から出ている点である。その意味で、時代を同じくし、天平仏教の学僧として両宗の双壁をなした両者論議の伝説は、のちの三論法相論諍史の濫觴をなすものであった。

(一) 慶俊と慈訓

三論宗の慶俊⁽²⁶⁾（一七七八）と法相宗の慈訓⁽²⁷⁾（一七七七）には、直接対峙論争のことは伝えられていないが、この二人を

取り上げた理由は、慶俊は道慈の弟子で、はじめて法相宗の五性説に異議を唱え、一乗説を主張した人であり、これに対する反論と思われるものが、奈良朝末から平安にかけて作られた『掌珍量讐』一巻（大正藏六五）で、その作者に擬せられている仁秀（一八〇八）が慈訓の弟子である。したがってこのころから具体的な著述による三論法相諍論の歴史が始まつたと考えられるからである。

この両者も全く同時代人としてその生涯を共にした。すな

わち天平勝宝八年（七五六）両者は同時に僧綱職に就いていた。⁽²⁸⁾つまり、この時慈訓は少僧都に、慶俊は律師に就任した。天平宝字七年（七六三）道鏡（一七七二）が少僧都に就任した年慈訓は職を辞し、さらに天平神護元年（七六五）道鏡が太政大禪師となり、翌年法王位を授けられたときには、慶俊も僧綱職を辞している。そして、道鏡が政治的に失脚したのち、宝亀元年（七七〇）両者そろって少僧都に復任し、以後八年と九年に相次いで示寂するまで、ともに少僧都の職にとどまつたのである。してみると、両者は道鏡とは政治的に反対の立場にあったことがうかがわれる。ことに慈訓は、道鏡の反対勢力であった藤原氏の氏寺である興福寺の主務

（別当）にはじめて就いた人であり、藤原氏一門とはとくに親しかったと予想され、のちの興福寺系法相宗繁栄の基礎を築いた人である。

慶俊の著書に『一乗仏性究竟論記』六卷⁽³⁰⁾（欠）がある。この中で慶俊は、法相宗の定性二乗の立論に欠陥があることを因明（論理）の立場から指摘したと伝えられている。すなわち、源信（九四九一一〇一七）の『一乗要決』に

（究竟論補闕慶俊抄
三論宗作比量相違云）

定性二乘、亦應唯一仏乘等言之所遮宗
三乘所攝、非三仏乘故因如三不定乘喻
(又作三法差別相違云)

二乘之果、応レ無定二乗性、乘ニ所被ニ故、如ニ大乗者一

（大正藏七四・六四九下）

とあり、同じ趣旨の引用が、藏俊（一一〇四一一八〇）の『唯量抄』卷上（日本大藏経、法相宗章疏）にも見えている。引用が簡に過ぎて詳細は不明であるが、現存資料による限り三論宗の一乗説の立場から法相宗の五性説に対する論難の嚆矢である。これに対する反論が、秀法師撰『掌珍量讐』一巻（大正藏六五）と考えられ、その作者は慈訓の弟子で、興福寺の仁秀⁽³¹⁾（一八〇八）と推定されている。⁽³²⁾『掌珍量讐』は清辨の『大乗掌珍論』二巻（大正藏三〇）の註釈であるが、論初に「夫空有之論、其來尚矣、略舉ニ本教、彰ニ諍論由」（大正藏六五・二六六中）とあるように、必ずしも『掌珍論』の随文解釈ではなく、いわゆる清辨護法空有の諍論に対して、法相宗の立場から解説批判を加えたものである。したがって、『掌珍論』の主題である「真性有為空」（大正三〇・二六八中）等の清辨の説を批判し、『掌珍論』で相應師（護法）の説を難じてゐるのを救釈することが本書の主題であるから、その中心問題が中道有空の論争にあることはいうまでもないが、これが單にインドにおける論争の客観的な批判にとどまるものでないことは、本書の最後に仁秀が、次のように私見を陳述していることからも明らかである。

凡清辨義、玄奘所伝、何故餘師輒加言乎、又廣百疏十云、若隨

世說ニ唯識者、亦應ニ隨ニ世故說ニ唯境ニ云々、若無レ境者、心遂不レ生、又境常恒心數間絕、故云ニ唯境、凡云ニ清辨宗ニ已是玄奘、玄奘已授ニ基師ニ令レ立、自レ此以外誰更進ニ於天竺ニ受ニ清辨宗、諸三論家皆受ニ基師、今依ニ誰說ニ還誹ニ師乎、又智論中論十二門論此三部論龍樹造、百論ニ卷及広百論並提婆造、除ニ玄奘所訖広百論、自餘三論、並後秦弘始年中羅什訳、羅什不レ立ニ悉有仏性義、今三論師受ニ誰所說ニ立ニ悉有仏性一

（大正藏六五・二六八下）

ここで仁秀は、「清辨宗を伝えたのは玄奘であり、玄奘が窺基に授け、この系統以外の誰が入竺して清辨宗を受けたか」と反問し、「諸ニ論家は皆窺基ニ（清辨の義を）受けているのに、今、誰の説に依つて還つて（基）師を誹るや」と批難している。明らかに仁秀の當時三論宗の側から具体的な論難があつて、本書が撰述されたことを予測せしめるものである。

さらに「三論は羅什の所訖であるが、羅什は悉有仏性の義を立てていい。今、誰の所説を受けて悉有仏性と立つるや」と述べているのは、本書の主題が、中道有空の論争とともに、仏性をめぐる三論の一乗説と法相宗の五性各別説の相違が、実は隠れた主題であったことを示すものであり、当時の両者の論難往復がその底流にあつたといわざるを得ないのである。仁秀が意識した具体的な相手が誰であつたか必ずしも断言はできないが、『掌珍量讐』の隠れた主題が仏性論にあつたことから推して、同時代の慶俊を予想することは、あながち付会ではなかろう。以上はあくまで、奈良朝末期の出来

事で、本格的な論争の始まる平安初期の前兆に過ぎないが、仁秀の論調の激しさから推して、当時すでに両者の確執はかなりな程度にまで進展していたことがうかがえるのである。

(三) 大安寺派三論宗と元興寺派法相宗

三論宗では、入唐第三伝の道慈から善議⁽³³⁾（七二九一八一二）に伝わった系統を正系とみなしている。（道慈—慶俊の系統から出た戒明⁽³⁴⁾）この善議から安澄（七六三一八一四）と勤操（七五四一八二七）の二人が出、安澄の門から玄叡（一八四〇）、さらに玄叡の門から実敏（七八八一八五六）が出て、嵯峨朝の弘仁世代から清和朝の貞觀世代に入るまでの約五十年間、三論宗側の主役を演ずることとなつた。これらはいずれも、すでに見たように、道慈によって始められた大安寺派三論宗の人々である。ただし、玄叡は別に西大寺をも補し、弟子の実敏もまた西大寺に移つて西大寺派三論宗を興した。

また、勤操⁽³⁵⁾（七五四一八二七）ははじめ大安寺に住したが、朝廷の親任厚く、平安仏教界の重鎮として東寺や西寺建立の別当となり、のち和州石淵寺に住している。勤操は一代の名僧で、教界にあっても弘仁四年（八一三）律師に任じ、同十一年（八一九）少僧都、天平三年（八二六）大僧都に任せられている。空海の『性靈集』に收められる「故贈僧正勤操大德影讚」によれば、弘仁四年律師に補任せられたとき、仁明天

皇は大極殿において勤操に『最勝王經』を講ぜしめ、講了の日に、さらに紫震殿で諸宗の大徳を集めて教理を論ぜしめた。このとき、勤操は座主となり、次のように論じたといわれる。

三論是祖君之宗、法相則臣子之教、何者、阿僧祇龍猛之中觀、護法註提婆之百論、竝稱帰命阿闍梨故

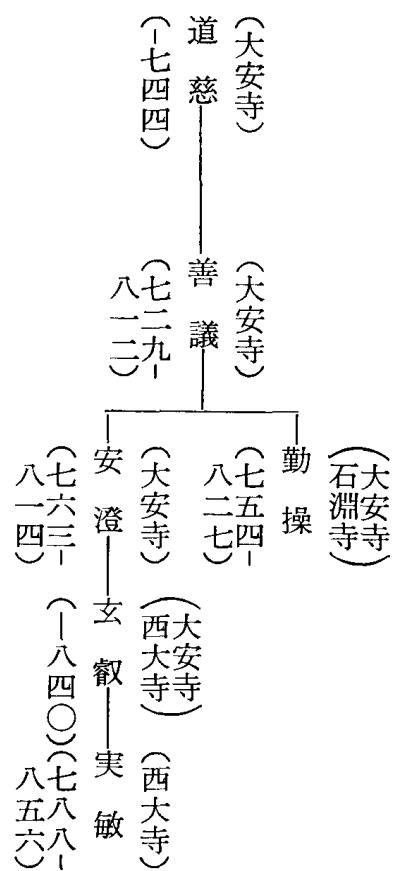
この時の勤操の舌鋒の鋭さは、「敵宗（法相宗）の名将も刃齧み、旗靡かす」と伝えられている。これによつても、勤操の当時、「御斎会」をはじめとする法会において、南都各宗の論議がようやく盛んとなり、三論と法相の論争がその中心であつたことが知られる。しかし、勤操には密教にも意を用いた形跡が濃厚で、『本朝高僧伝』にも、「又、石淵寺を和州に開き、大いに空宗を張り、兼ねて密法を授く。当時の学匠、多く席下に歸す」と伝えている。三論の密教との兼学は、すでに、道慈にその傾向があつたことは、『元亨釈書』の「道慈伝」に「慈唐に在りて密者に逢い、虛空藏求問持法を得す。慈は善議に伝え、議は勤操に伝え、操は空海に傳う」とある

から、在唐の折広く諸宗の経論を学んで帰朝したといわれる道慈に、すでに密教的な傾向が見られたのであろう。かくて三論の密教との兼学はかなり早い時期からあつたといわざるを得ない。ただし、勤操と空海の師弟関係については、これ⁽³⁶⁾によれば、弘仁四年律師に補任せられたとき、仁明天⁽³⁷⁾を疑う学者が多い。勤操はその経歴からしても、平安初期の

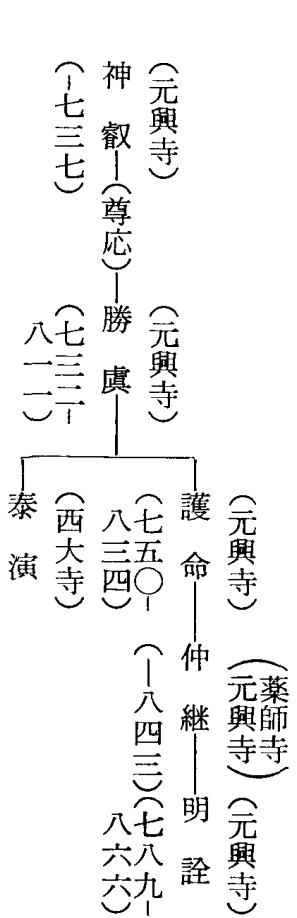
三論宗を代表する学僧であったが、すでに密教兼学の傾向が強く見られ、著書の存在も知られていないことから、むしろ純粹に三論の立場を宣揚し、法相宗と抗したのは、安澄の系統であったと思われる。そこで以下三論については、安澄系の大安寺派三論を中心に論をすすめて行きたい。

一方、法相宗の側で、教学理論の面でこの三論宗大安寺派の人々と相対したのは、元興寺派法相宗の人々である。前に道慈と神叡論諍の伝説をあげ、平安初期にお互いに対峙諍論したのは、この両者の系統から出た者が多いと述べたが、この神叡の系統が元興寺派法相宗（南寺伝）である。元興寺にはもともと三論宗元興寺派があり、三論とは確執する点が多くったためであろう。また、富貴原氏によれば、興福寺の法相宗（北寺伝）は、藤原氏との関係もあって教線の拡大が容易であり、比較的早く大成時代に入ったのに対し、元興寺の系統は、その不利な立場上さらに遅れて大成期に入ったとされている。⁽³⁸⁾ そこで、桓武朝の仏教政策に呼応して早く興隆した法相宗に対立し、追随する形でようやく復興してきた三論宗にとつては、興福寺派より元興寺派法相宗の方が、時期的に見て競合する場合が多かったと考えられ、両者の間に角逐を繰り広げることとなつたのである。今、本稿の主題に関連ある学僧についてのみ、これを系統図に表わしてみると次のようないい对照が見られる。

三論宗大安寺派



法相宗元興寺派



(1) 安澄と泰演 桓武朝の延暦年中年分度者制度をめぐって

確執を続けた両者の抗争は、爾来朝廷による積極的な教学興隆政策を背景に、これも近年ようやく盛んとなつた宮中の「法会」という公開の場において、宗論の対決という形式をとつて展開することとなつた。嵯峨天皇の弘仁の初めしばしば行われた安澄⁽³⁹⁾（七六三一八一四）と泰演⁽⁴⁰⁾の論争はその代表的なものである。これを安澄の側から見ると、『日本紀略』の

安澄卒年の条に

法師為レ人敏給、西大寺律師泰演特為仇敵、奉^ニ對龍顏^一共爭^ニ折角^一、彌勒出世勝負定矣。⁽³⁴⁾

と伝えられている。『本朝高僧伝』はこれをさらに潤色して

敏捷天邊、無^ニ出^ニ其右^ニ者^一、唯西大寺泰演法師、堪^レ為^ニ匹敵^一、宮中講會、屢論^ニ空有^一、問難往復、関責互起、暨^ニ乎不^ニ決^ニ其輸贏^一、猶如^ニ護法清辨相^ニ待彌勒之出世⁽³⁵⁾

と述べている。安澄の論議がいかに卓抜であり、西大寺の泰演とは、好敵手として、宮中講会における論争のことが一世に喧伝されたかうかがえるのである。このことは泰演の側からも記録されている。

談論摧^レ邪如^レ倒^ニ三峽、天下義學無^ニ敢敵^ニ之、唯有^ニ安澄、獨當^ニ顧瞞^一、每^レ值^ニ宮講、抗^ニ論空有⁽³⁶⁾

しかし、安澄も泰演も伝記は必ずしも詳しくない。安澄は僧綱職には一度も就任していない。これは安澄が五十二歳で亡くなつたためで、当時は同門で安澄より五歳年長の勤操が僧綱職に在り、勤操は安澄亡きあとも十三年間生存し、当時の三論宗を代表する存在であつたため、いきおい安澄に関しては多く伝えられることがなかつたためである。しかし、周知のように、吉藏の『中論疏』の唯一の現存註釈書である『中論疏記』（八巻本末）（大正蔵六五）の大著を残し、前代までの三論学の精華を集大成した。安澄の『中論疏記』は、後に述べる玄叡の『大乘三論大義鈔』四巻とならんで、平安初期の

南都旧仏教の教學復興の成果として、ともにわが国古三論学の代表的述作である。

泰演についてはさらに詳でない。先にあげた『日本紀略』には「西大寺律師泰演」とあり、かつて律師に任じたことをうかがわせるが、『僧綱補任』にその記録はない。ただ、弘仁十年（八一九）の条に「律師泰演^{（在^ニ早部^ニ而^ニ不^ニ尋^レ）}」（卷一）とあ

り、また承和七年（八四〇）の「維摩会講師」の条に「講師泰演^{（元興寺^ニ法相宗^ニ）}」（同）という記録がある。この両者は同一人で、演は誤写とも考えられるが、承和元年（八三四）以来、

「維摩会講師」が「三会」の講師を兼ね、その已講の労によつて三綱職に補任せられることが定まつて以来、いわば「維摩会講師」というのは登龍門であった。すでに弘仁十年律師に就任した者が、二十年以上も経た後に講師に就任することは考えられない。（しかも講師泰演は元興寺の所属になつて⁽³⁷⁾いる）したがつてこの両者は別人であり、むしろ弘仁十年の律師泰演が安澄と論争した泰演ではなかつたかと思われる。『本朝高僧伝』の「玄叡伝」に天長四年（八二七）九月、禁中で薬師仏像を慶讃して各宗教義の講演が行われたとき、玄叡とともに泰演も講主となつたことが記録されているので、この頃まで活躍した人であることが知れる。

(2) 玄叡と護命・仲繼 先の系統図によつてみても、年代的に入ると元興寺の護命（七五〇—八三四）の活躍した時期に相

当する三論の代表者は勤操もしくは安澄である。事実三綱職の経歴からみて、護命は大同元年（八〇六）五十七歳で律師となり、弘仁六年（八一五）六十六歳で少僧都に任じ、翌年大僧都になった。一方の勤操は弘仁四年（八一三）六十歳のときから律師となり、同年（八一九）六十五歳で少僧都に任じ、天長三年（八二六）七十三歳で大僧都になっている。この間、護命が弘仁十四年（八二三）から一時僧綱職を辞任しているが、天長四年（八二七）僧正に復帰した同じ年に勤操は示寂し、僧正位を贈られている。したがってこの二人は、前後約十五年僧綱職を共にした同時代人であって、それぞれに当時の三論法相両宗を代表する人物であった。同時にまた、勤操示寂の前年、天長三年（八二六）三論宗からは大安寺の玄叡⁽⁴⁰⁾と、元興寺の歳榮⁽⁴¹⁾（一八三七）がともに律師（玄叡は正、歳榮は權）に補任せられている。したがって護命は、承和元年（八三四）八十五歳で示寂するまで、これら玄叡や歳榮の世代とも時代を共にしたのである。そこで、この平安初期の教学復興の頂点を示す、いわゆる「天長六本宗書」の勅撰が行われたとき、護命は、すでに齢八十歳に達していたが、法相宗を代表してその宗義書『大乗法相研神章』五巻（大正藏七二）を上呈し、玄叡は三論宗を代表して『大乘三論大義鈔』四巻（大正藏七〇）を著わし、両者相対することとなるのである。

護命は南都仏教を代表して、叡山における最澄の大乗戒壇の設立に抵抗するなど、当時の仏教界の大立者であったが、むしろ護命の本領は、法相学者として学徳卓越し、空前の業績を残したことにより、『東域伝燈日録』⁽⁴²⁾に載せるその著作数は十六篇にものぼっている。著述の数からいっても、日本の法相宗においてその右に出ずる者がない。この護命から仲繼⁽⁴³⁾明詮と次第したころが、法相宗の教學研究史上の最盛期に当たり、対する三論の側からすれば、安澄—玄叡—実敏の、これまた三論宗としては最も充実した教學研究の時代に相当している。先に見た「維摩会講師」就任者の歴史において、わずかに法相宗と覇を競い得た唯一の時期というものは、この頃から始まったのである。

不幸にして護命の著述で現存するものは『研神章』一部のみである。しかし本書は、何れの經論に対する註釈でもなく、文字通り法相宗の宗義書として独立の著作であり、護命独自の見解や思想を知る上でその代表作であることは疑いない。この点は玄叡の『大義鈔』も全く同じである。そこで、まさに平安初期の教學復興の頂点に立つて、三論法相の両宗を代表するこの両書の比較研究によつて、当時の三論法相諍論の問題点を察知することが期待されるのであるが、『研神章』第三巻「略顯諸宗各異門」の「三論宗」の項には、單に「三論」の解説が見られるだけで、必ずしも諍論のあとをう

かがうことはできない。むしろ「天台宗」の項に、「三車四車説」をめぐって痛烈な破折を加えているのは、当時の護命のおかれた立場を示すものであろう。そこで、むしろ護命対玄叡によつて代表される当時の三論法相諍論の問題点を、より適確に知ろうとするならば、玄叡の『大義鈔』の方が適切である。すなわち玄叡は、本書四巻を「述自宗」(顕正)と「諍他宗」(破邪)の前後二篇に分ち、後者(巻三・四)において五問答をもつて古来の諍論の得失(可不)を論じたあと、「正述諍論」として「空有論」「常無常論」「種子爾不爾論」「有性無性論」「定性不定性論」「變易生死論」「三一権実論」「三車四車論」「教時論」「説不説論」の十項目について、当時諍論の問題点を提示しているからである。『大義鈔』における諍論の相手は、一部天台宗(「三一権実論」第七の一部や「三車四車諍論」第八、「教時諍論」第九の一部、「説不説諍論」第十の一部)や華嚴宗(「教時諍論」第九の一部)真言宗(「説不説諍論」第十の一部)の場合も見られるが、その他はすべて法相宗に対する諍論で尽されている。したがつて本書は、いわば平安初期における両者の論争点の核心を明かしたものとして注目されるのである。(本書の内容については、後日稿を改めて論ずることとした)

仲繼(44)(一八四三)の伝は詳でない。しかし、卒年を見ると玄

会」の講師となり、律師に任じたのは、玄叡に後れること五年天長九年(八三二)である。『僧綱補任』の註には「正月十五日任、法相宗、薬師寺、勝虞弟子、依_三宣旨_二移_三住本元興寺」とあり、宣旨によつて薬師寺から元興寺に移ったことが知られる。また勝虞の弟子となるが、空海の『性靈集』に、空海の「暮秋賀_三元興僧正大德八十一詩」という、護命が八十歳を迎えたことを慶祝する一詩に並べて、「弟子苾芻中繼」の名で「秋日奉_三賀僧正大師_一詩」という一篇が載せられていて、明らかに護命の弟子でもあつた。玄叡亡きあと三十年目の承和元年(八四三)に歿したが、両者とも律師であった。仲繼の事績については殆んど知られていないが、天長七年(八三〇)の太政官符に、「応_レ令_三薬師寺毎年修_二最勝王經講会_一事」というのがあり、これが「南京三会」の一つ、薬師寺「最勝会」のはじまりであることはすでに述べた。当時の一部)仲繼は律師に補任する以前で、薬師寺に住しておらず、したがつて、「最勝会」の常設を上奏、創始した最大の功労者とななされている。

(3) 実敏と明詮

平安初期における三論と法相の教學復興運動

動の棹尾を飾つたのが実敏(48)(七八八一八五六)と明詮(49)(七八九一八六六)である。実敏が「維摩会」の講師となつたのは承和八年(八四二)五十四歳のときで、已講の勞によつて律師となつたのは承和十年(八四三)である。実敏が嘉祥元年(八

四八) 少僧都に任じた翌嘉祥二年（八四九）に明詮は「維摩会」の講師となつてゐる。のち実敏は仁寿元年（八五一）（六十四歳）大僧都に任じ、明詮もまた仁寿三年（八五三）少僧都、貞觀六年（八六四）（七十六歳）大僧都となつた。この二人もやはり当時の両宗を代表する学僧であつたことは、『続日本後紀』に

以三論宗少僧都實敏、法相宗大法師明詮、天台宗大法師光定、
摠持門大法師円鏡等、為三座主、於清涼殿限三ヶ日講法華經、
諸宗大德翹楚者三四人預席、發揚大義、各持矛幢、天皇隔御
簾而聽之⁵⁰⁾

とあり、それぞれ自宗を代表して宮中の法会において論陣を張つたことが伝えられてゐるからである。『本朝高僧伝』の「実敏伝」にもこれと同一の記録が見られるが、ここでは、

嘉祥三年暮春、詔請四宗法匠、講法華經於清涼殿、華嚴宗正義、
天台宗円修、法相宗明詮、以敏充三論宗、論衡相持、宗論輾轉⁵¹⁾
とあり、『続日本後紀』の「天台宗光定、貞言宗円鏡」の記録が、「天台宗円修、華嚴宗正義」のように變つてゐる。さらに『日本高僧伝要文抄』の「明詮伝」には、

二月皇帝於清涼殿設四高座、令說四卷金光明經、以四宗法師一為講師、以和上為法相宗師、以実敏大僧都為三論宗師、以正義大法師為華嚴宗師、以円修大法師為天台宗師、皆一時通人⁵²⁾

となつてゐる。ここでは講ぜられた經典が『法華經』ではなく

く『金光明經』になつてゐるが、四宗の代表は『本朝高僧伝』の「実敏伝」に同じである。なお、『本朝高僧伝』の「明詮伝」は、全く『要文抄』に同じである。いずれにしても実敏と明詮の名前は必ず見られ、両者が当時、三論法相を代表して論争を行つたことは確かである。

明詮の後、元興寺の法相宗は前述のように経済的基盤の崩壊もあつてあまり振わず、間もなく興福寺に合流するにいたつた。また、天台・真言の平安新仏教の勢力が拡大されるにつれて、三論・法相という南部の旧仏教同志の角逐はすでに最澄・徳一の「三一権実論」にも見られるように、南都を代表する法相と、天台・真言の争いの方が主流となつたのである。三論宗は最澄や空海の経歴からしても、新仏教に対しても同じ一乘思想の立場から同情的であり、これら新仏教とは目立つた論諍を起こすことはなかつた。のみならず、本来その傾向のあつた密教との兼学が、聖宝が、元興寺と大安寺の三論宗を東大寺東南院に移したことが契機となつて、さらに一層推進されることとなつた。かくて大安寺派の三論宗は崩壊するとともに、論義を中心とした両宗の角逐抗争も次第に影をひそめることとなつたのである。加えて、承和の頃から、思想界に迷信的傾向が強くなり、信仰墮落の傾向が起つてきた。そこで密教の隆盛とともに、代つて登場したのが加持祈禱の盛行である。いきおい、教界の大勢は解義を中心

とした教学研究の氣運を喪失し、やがて法相宗も次第に衰微するにいたつたのである。

〔註〕

(1) 延暦二年から二十四年にいたる天皇在位期間中に、寺院僧侶に対する取締りの令は、主なもののみで三十余にも及ぶことが報告されている。辻善之助『日本佛教史』上世篇(二三七頁)にはその主要な制令が列挙されている。

(2) 平川彰『仏教通史』第五章「日本佛教」(一八八頁)参照。

(3) 『続日本紀』卷第十一、天平六年十一月二十一日大政官奏。

(4) 『類聚国史』卷一八七、仏道十四、度者、延暦十七年四月乙丑条。

(5) 薗田香融「平安仏教」(『講座日本歴史』古代四、一八八頁)

(6) 『類聚国史』卷一七九、仏道六、諸宗、延暦十七年九月壬戌条。

(7) 同、卷一八七、仏道十四、度者、延暦二十年四月丙午条「自此以後、聽取一年廿已以上者、其簡試之日、令弁三宗之別、受戒之時、勿勞更加審試、自餘條令、一依前例」

(8) 辻前掲書二三七頁、参照。

(9) 『類聚三代格』卷二、經論並法會請僧事、延暦廿一年正月十三日条。

(10) 『類聚国史』卷一七七、仏道四、御齊会、延暦廿一年正月庚午条。

(11) 同、卷一七九、仏道六、諸宗、延暦二十二年正月戊寅条。

(12) 同、延暦二十三年正月癸未条。なおこのときの勅にも、前文に三論と法相の抗争の模様を次のように述べている。「真如妙理、一味無二、然三論法相、兩宗菩薩、目擊相諍、蓋欲令

「後代學者以競此理、各深其業」歟、如聞、諸寺学生、就三論者少、趣法相者多、遂使阿黨凌奪其道疎淺、宜三

年分度者毎年宗別五人為定(後略)」

(13) 「請_下統_上將_レ絕諸宗_上更加_上法華宗_レ表」(「天台法華宗年分縁起」『伝教大師全集』第一卷一頁)

(14) 『類聚三代格』前篇、卷二、年分度者事、「應分_レ定年新度者數并學業_レ事」延暦廿五年正月廿六日条。

(15) 『類聚国史』卷一七九、仏道六、諸宗、承和二年正月戊辰条「大僧都伝燈大法師位空海上表、請_レ度_ニ真言宗年分度僧三人_レ許_レ之。」

(16) 註(9)参照。

(17) 『類聚国史』卷一七七、仏道四、御齊会、弘仁四年正月戊辰条。

(18) 同、最勝会、天長七年九月癸酉条「令_下薬師寺_レ每年設_レ最勝王經之會上(後略)」

(19) 同、維摩会の項に「仁明天皇承和六年癸亥、勅、以下經_ニ興福寺維摩会講師_レ為_ニ宮中最勝会講師、自今以後、永為_ニ恒例」とあり、一説に承和六年より始まるという説があるが、同じく維摩最勝聽衆の項に「仁明天皇承和元年正月庚午、勅、維摩堅義得業僧、宜_下依_ニ旧例_レ請_レ為_ニ諸寺安居講師」とあり、此の方が早い。なお『僧綱補任』卷第一承和元年の項「維摩会講師寿遠」の条下に「法相宗、西大寺、三會講師始一人修_レ之」という割註が見られる。

(20) 維摩会は藤原氏の氏寺である興福寺で修され、興福寺は法相宗北寺伝の本拠であったためであろう。三論宗は当時興福寺には一人もいなかつた。

(21) 南都の「三会」及び「僧綱」の組織は、もともと南都の教団が独占し、これによって北京の天台・真言両宗に対抗しているためである。「北京三会」の成立は一番早い円宗寺の「法華会」が延久四年（一〇七一）、法勝寺の「大乗会」が承暦二年（一〇七八）、円修寺の「最勝会」が永保二年（一〇八二）で、その成立はいずれも十一世紀末である。

(22) 道慈の伝記は『元亨釈書』卷第二『本朝高僧伝』卷第四等に詳しい。なお道慈の入唐については、『続日本紀』卷第十五、天平十六年冬十月辛卯条には「大宝元年入唐、養老二年帰朝」になつており、『扶桑略記』第五では「大宝二年入唐、養老元年帰朝」になつている。今は『元亨釈書』の説による。

(23) 神叡の伝は『元亨釈書』卷第十六『本朝高僧伝』卷第四にあり、後者の方がはるかに詳しい。

(24) 芳賀矢一纂訂『攷證今昔物語集』本朝部上、六五一六六頁。

(25) 益田勝美『日本歴史大辞典』卷第四「今昔物語」の項参照。

(26) 慶俊の伝は『元亨釈書』卷第十四、『本朝高僧伝』卷第四、『三外往生伝』『東国高僧伝』卷第二、『日本高僧伝要文抄』卷第三等にある。

(27) 慈訓の伝は『元亨釈書』卷第一、『本朝高僧伝』卷第四、『東國高僧伝』卷第二、『南都高僧伝』『入唐記』等にある。

(28) 井上光貞「東域伝燈目録より見たる奈良時代僧侶の学問(上)」(『史学雑誌』五十七篇三号)によると、南都教團における著述活動は道慈から始まつたことが指摘されている。道慈の著述といふのは『東域伝燈目録』(大正蔵五五・一一五二下)に記される『俗像経開題』一巻で、とくに三論宗義に関する

ものではない。

(29) 『七大寺年表』(『続群書類聚』第二七輯上、卷第七九二)によれば、慈訓は天平十七年(七四五)に律師に任せられたあるが、『僧綱補任』(卷一)にはこの記録がなく、天平勝宝八年の条に「少僧都慈訓同日任不^レ」とある。

(30)

『一乘仏性究竟論記』は『三論宗章疏』(『安遠錄』)(大正蔵

五五・一一三八上)に記載され、『東域伝燈目録』では「一乘仏性究竟論記 六卷 大安寺聖俊僧都」(大正蔵五五・一六二上)となつてゐるが、慶俊の誤りである。なお『一乘仏性究竟論』は唐法寶撰で、全六卷中第三卷のみ現存する。(正統藏經一・九五・四)

(31) 伝記は『元亨釈書』卷第十六、『本朝高僧伝』卷第四。

(32) 富貴原章信『日本唯識思想史』二七四一二七七頁参照。

(33) 善議の伝は『元亨釈書』卷第二、『本朝高僧伝』卷第五、『東國高僧伝』卷第二、『南都高僧伝』『入唐記』等にある。

(34) 伝記は『本朝高僧伝』卷第四。

(35) 勤操の伝は『元亨釈書』卷第二、『本朝高僧伝』卷第五、『東國高僧伝』卷第二、『南都高僧伝』等にあり、また空海の『性靈集』所収の「故贈僧正勤操大德影讚」が詳しく、諸伝の源である。

(36) 前註参照。『性靈集』卷第十(岩波『古典文学大系』四二六一四三三頁)

(37) 辻前掲書、三〇〇頁に花山信勝「空海」(『岩波講座世界史潮』第十一冊)干鴻龍祥「弘法大師と三論教學」(『密教研究』第五十一号)を参照し、これに否定的な見解を述べている。

(31) 富貴原前掲書、三三一頁参照。

(32) 安澄の伝は『元亨釈書』卷第一、『本朝高僧伝』卷第五、『東國高僧伝』卷第三、『南都高僧伝』にある。

(33) 泰演の伝は『本朝高僧伝』卷第五、『招提千歲伝記』卷第二にある。

(34) 『日本紀略』前篇第十四、弘仁五年三月戊辰条。

(35) 『本朝高僧伝』卷第五（鈴木版『大日本佛教全書』第六三卷、史伝部二、四五中）

(36) 同、卷第五、（四六中）

(37) 富貴原前掲書（三三三—三四四頁）と境野前掲書（五三四頁）ともにこれを同一人としている。

(38) 『本朝高僧伝』卷第五、和州西大寺沙門玄叡伝「天長四年丁未九月、禁中慶讚藥師仏像」四日八座講演教義、豊安、載榮、空海、泰演、明福、及叡等列三千講主」（『大日本佛教全書』第六三卷、史伝部二、四八下）

(39) 護命の伝は『元亨釈書』卷第一、『本朝高僧伝』卷第五の他『拾遺往生伝』卷第三、『真言伝』卷第四、『東国高僧伝』卷第三、『日本高僧伝要文抄』卷第三等にある。

(40) 玄叡の伝は『本朝高僧伝』卷第五及び『三国仏法伝通縁起』卷中等にある。なお玄叡伝の不備については、拙稿「大乘三論大義鈔の著者玄叡について」（駒沢大学仏教学部研究紀要）第三十六号）参照。

(41) 歳栄の伝は不詳であるが、『僧綱補任』（卷一）天長三年の条に「權律師歲栄三十五日任、三論宗、元興寺」とあり、承和四年の条に「權律師歲栄八月日入滅」とある。また『本朝高僧伝』の「玄叡伝」

に天長四年の法会に玄叡とともに講主に列した載榮とあるのは、歳栄の誤りであろう。註（38）参照。

(42) 前掲井上論文参照。なお『東域伝燈目録』の巻末に「護命僧正記」として護命の著作二十四部を録している。（大正藏五五・一一六五上）

(43) 富貴原前掲論文三四四頁、護命の項、および三五三頁、仲繼の項参照。

(44) 仲繼の伝は『本朝高僧伝』卷第五に記録されるのみである。

(45) 『性靈集』前掲本四三五一四三九頁参照。

(46) 『類聚國史』卷一七七、仏道四、最勝会、天長七年九月癸酉條。また『類聚三代格』卷二参照。

(47) 『本朝高僧伝』の仲繼の伝に「天長六年春、繼請下修最勝會於藥師寺」以為永式、制可其奏、因招名德、始于三月朔」（鈴木版『大日本佛教全書』第六三卷、史伝部二、四九中）

(48) 実敏の伝は『元亨釈書』卷第三、『本朝高僧伝』卷第五、『東國高僧伝』卷第三にある。

(49) 明詮の伝は『元亨釈書』卷第二、『本朝高僧伝』卷第六、『東國高僧伝』卷第四、『日本高僧伝指示抄』、『日本高僧伝要文抄』卷第三等に見られる。

(50) 『続日本後紀』卷第二十、仁明天皇嘉祥三年二月辛未条。

(51) 『本朝高僧伝』卷第六、和州西大寺沙門実敏伝（鈴木版『大日本佛教全書』第六十三卷、史伝部二、五〇中）

(52) 『日本高僧伝要文抄』卷第三、音石山大僧都伝（同、第六十二卷、史伝部一、五〇上一中）

(53) 辻前掲書、「貞觀前後の時代」（三六七—三九〇頁）参照。